

学校長各位

千歳市教育委員会教育長 佐々木 智

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて（通知）

このことについて、文部科学省からの通知を受け、道においても臨時休業等の取扱いについて示されました。

ついては、次の事項に特に留意し、感染症対策を踏まえた臨時休業の取扱いについて、適切に対応いただくようお願いします。

記

1 臨時休業の措置について

- (1) 感染者と接触があったことのみを理由に、児童生徒等や教職員のすべてに登校や出勤を制限しないこと。
- (2) 感染者と接触のある場合は、高齢者との接触などの「感染リスクの高い行動」を1週間控えるように指導すること。
- (3) 複数の感染や、ひとりの感染でも周囲に未診断の風邪症状が複数いるなどは、陽性者の発症日の2日前以降の接触状況に応じて、感染拡大を防止する観点で学級閉鎖等を行うこと。
- (4) 閉鎖の場合は、陽性者との最終接触日の翌日から5日程度（土日祝日を含む）を目安に、臨時休業等の期間を設定すること。
- (5) 「接触者のリストアップの基準 学校編」により、感染者のほかに「感染の可能性のある者」がいる場合は、学級閉鎖を行わず、当該の児童生徒を出席停止とできること。
- (6) なお、児童生徒の活動状況等により接触者と思われる者が複数いて、学級内での感染拡大が強く懸念される場合や、その時点での本市の感染状況を鑑み強く懸念される場合は、ひとりの感染で学級閉鎖とすることがあること。

2 教職員について

- (1) 校長は、日常的に行っている教職員の健康観察を確実にを行い、健康状態の確認等を行うこと。
- (2) 校長は、「リストアップの基準 学校編」により、感染の可能性のある教職員には、感染者との最終接触日の翌日から7日間出勤を抑制するとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請すること。
- (3) 教職員と同居する方が「濃厚接触者」または「感染の可能性のある方」に特定された場合であっても出勤して差し支えないが、本人の風邪症状の有無を把握し、慎重に対応すること。

3 その他

- (1) ひとりの感染者が認められたときは、当該児童生徒に個別の出席停止の対応をとることにより、学級閉鎖を行わず、学びの保障に努めることとするが、本来閉鎖すべき期間内に同学級から陽性者が追って出た場合は、複数の感染者が発生したことととらえ、学級閉鎖とすること。
- (2) これまでと同様、児童生徒等の都度の状況に応じて、市教委と学校とで状況を把握し、適切に判断すること。

（学校教育課・学校指導課）